

## 11 犯罪などから身を守る

路上で声をかけられたり、電話で勧誘されても安易に契約をしないように十分注意しましょう。

### 悪質商法や犯罪などの相談窓口

消費者庁  
消費者ホットライン 電話：188

東京都消費生活  
総合センター(飯田橋) 電話：03-3235-1151

警視庁総合  
相談センター 電話：03-3501-0110 (直)  
警察相談用専用電話 #9110

横浜市消費生活  
総合センター 電話：045-845-6666  
電子メール相談：  
<http://www.yokohama-consumer.or.jp/consultation/>

神奈川県警察本部  
悪質商法 110 番 電話：045-651-1194

### その他

(社) 被害者支援  
都民センター <http://www.shien.or.jp> (インターネット相談無料)  
電話相談：03-5287-3336  
電話受付：月・木・金曜日 9:30～17:30  
火・水曜日 9:30～19:00

かながわ男女共同  
参画センター  
(かなテラス) 相談課  
電話：0466-27-2116 (一般相談)

独立行政法人  
国民生活センター 消費者ホットライン：188

東京・強姦救援センター 電話相談：03-3207-3692  
電話受付：第1・第3水曜日 18:00～21:00  
土曜日 15:00～18:00 (祝日を除く)

いのちの電話  
相談センター(24時間) 横浜いのちの電話：045-335-4343  
川崎いのちの電話：044-733-4343

## **薬物乱用はダメ。ゼツタイ。**

### **薬物乱用は重大な犯罪です。**

麻薬や大麻、覚せい剤などの輸入や製造、あるいは他の人からの受け取り、受け渡し、所持、使用などは法律で厳しく罰せられます。

大麻の不正栽培は、大麻取締法で禁止されています。また、そのために大麻の種子を所持したり、提供したりすることは、大麻取締法の処罰対象となります。

また、危険な合法ハーブ等と称する薬物（危険ドラッグ「指定薬物」）は、薬事法により、製造、輸入等が規制されており、罰せられます。

安易な行動はくれぐれも慎んでください。

### **薬物乱用は身体にさまざまな悪影響を及ぼします。**

脳の萎縮、眼底出血、急性気管支炎、血液疾患、胃痛、吐き気、嘔吐などの影響があります。また意識障害、けいれんなどによる救急搬送も増えています。

これらの薬物は依存性があり、自分の意思でやめることができなくなってしまうます。

**甘い言葉で誘われても、きっぱりと断る勇気を持ってください。**  
「やせてきれいになる」「スッキリする」「一度だけなら大丈夫」などといった誘いの言葉を信じてはいけません。

## **ハラスメントのないキャンパスづくりのために**

### **キャンパス・ハラスメント**

キャンパス・ハラスメントとは、就学の場合及び職場等において、相手の意に反する不適切な発言・行為を行うことによつて、相手側に不快感や不利益を与え、人権を侵害し、教育研究・就学及び労働環境を悪化させることをいいます。教職員学生はいかなるかたちでもこれを行ってはなりません。「この程度

なら許される」や「親しさの表れ」というのは、自分勝手な思い込みである場合があります。相手の気持ちや立場を尊重し、どのような言動がハラスメントになるのかを正しく認識しましょう。

キャンパス・ハラスメントには、性的な言動によるセクシュアル・ハラスメント、勉学・教育・研究に関する言動によるアカデミック・ハラスメント、優越的地位や職務上の地位に基づく言動によるパワー・ハラスメントなどがあります。

### (1) セクシュアル・ハラスメント

本人の意図するところであるか否かを問わず、教職員、学生等もしくはその他の学校関係者（以下「本学関係者」という）が、他の本学関係者を不快にさせる性的な言動

### (2) アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員又は学生に対して行う研究もしくは教育上又は就労上の不適切な言動

### (3) パワー・ハラスメント

教職員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動

## ハラスメント相談員

本学には横浜美術大学ハラスメント委員会規程に基づいて、学内においてキャンパス・ハラスメントが発生した場合に適切に対処しその解決を図るため、下記の相談員を設置しています。相談員をはじめ相談を受けた者には、相談内容や職務上知り得た事項について、守秘義務が課せられています。公平な立場で、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。所属する部署にこだわらず、どの相談員にも自由に相談することができます。電話、メール、手紙でも結構です。また、被害者だけではなく、相談を受けた者または被害を目撃した第三者が相談しても構いません。

## ■相談員・連絡先

- 北澤 茂夫（教授） 電話：045-963-4083
- リスナー佳子（准教授） 電話：045-963-4193
- 丸山 祐介（准教授） 電話：045-963-4092
- 折出 順子（保健師） 電話：045-963-4072
- 齋藤 真奈美（事務職員） 電話：045-963-4070
- 相談専用 E-mail：stop-harass@yokohama-art.ac.jp

※相談を希望される場合には、ハラスメントのことで相談したい旨を伝え、まずは相談日時を予約してください。

## ■相談と対応の流れ



ハラスメントの対象は、専任教職員、非常勤講師、非常勤職員等、本学において働いている方全て、学生等もしくはその他の学校関係者等を含みます。男性、女性を問いません。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な環境を作っていきましょう。